



特許技監
小柳 正之

新年明けましておめでとうございます。2016年の年頭に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

近年、経済活動のグローバル化が進み、企業間の国際的な競争が激しさを増しています。このような情勢下において、我が国が経済成長を実現するためには、豊富な知的財産をグローバルな観点からいかに戦略的かつ効果的に活用するかという点がますます重要となっています。

企業の動向を見ても、我が国出願人が国内のみならず海外にも出願した「グローバル出願」の比率が、2008年には23%であったところ、2013年には31%まで上昇するとともに、我が国の技術貿易収支の黒字が、2013年に初めて1兆円を超え、2014年には1兆6950億円を計上するなど、グローバルな知的財産活動が活発になってきていることが分かります。

こうした中、特許庁としては、我が国の産業競争力強化のため、「世界最速・最高品質の特許審査」、「知的財産システムの国際化の推進」、「地方における知的財産の活用促進」という3つの観点を柱として、種々の取組を推進していく必要があります。

世界最速・最高品質の特許審査

特許庁は、2004年に、特許審査における審査請求から一次審査通知までの期間（FA期間）を11月以内にするという長期目標を定め、2013年度末にこの目標を達成しました。そして次なる長期目標として、FA期間のみならず、特許の権利化までの期間についても短縮することを掲げ、2023年度までに、権利化までの期間を平均14月以下、FA期間を平均10月以下とするという新たな長期目標を設定し、取り組んでいます。この目標の達成に向け、引き続き審査体制の整備・強化や、登録調査機関による先行技術調査の拡充等の取組を推進していきます。

審査の質という点では、権利設定後に覆ることのない強さと、発明開示に見合う広さを備え、世界に通用する有用な特許権、すなわち「強く・広く・役に立つ」特許権を設定すべく、品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」及び品質ポリシーに沿った品質管理を実行するための「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の策定、品質管理体制の充実化、外国文献調査の充実化など、様々な施策を推進しているところです。また、我が国における権利取得の予見可能性を向上させるとともに、我が国の審査の判断手法を他国にも採用されるグローバルスタンダードとすることを目指して、「特許・実用新案審査基準」および「特許・実用新案審査ハンドブック」の全面改訂を行い、2015年9月に日本語版に加え、英語版も公表しました。

さらに、質の高い権利を設定するためには、多様なユーザーニーズを踏まえた審査の実施が重要であるため、事業に結びつく特許、意匠、商標を対象として、事業展開のタイミングに合わせて分野横断的に審査・権利化を行う「事業戦略対応まとめ審査」や、出願人と審査官が円滑な意思疎通を図ることを目的とした「面接審査」等の施策を推進しています。

今後も審査部が一丸となって様々な施策に取り組み、世界最速・最高品質の特許審査の実現を図っていくことが重要です。

知的財産システムの国際化の推進

企業の活動がグローバル化するなか、我が国企業が激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANやインドをはじめとする新興国での知的財産権の取得と活用が急務となっています。そこで特許庁としては、企業のグローバル展開を支えるべく、我が国の出願人が、国内はもとより、海外でも高い予見可能性を持って円滑に知的財産権を取得できるよう、各国特許庁との審査協力の推進や、新興国に対する支援強化を図っていく必要があります。

具体的には、出願人の海外での早期権利取得を容易にするため、「特許審査ハイウェイ」(PPH)の拡充を図ります。また、各国との審査実務の調和や、新興国における知的財産権制度や審査運用の整備支援等を目的として、これまで25カ国・地域との間で、約600名の審査官派遣、及び約400名の外国庁の審査官・知財専門家等の受け入れを実施してきたところですが、引き続きこの取組を積極的に推進していきます。

さらに、2015年には、米国特許商標庁との間で特許審査に関する協力を一層強化しました。まず、我が国特許庁の国際調査・国際予備審査の「管轄国」として米国を加え、米国が受理したPCT出願についての国際調査・国際予備審査を我が国特許庁が行うという取組みを2015年7月1日より開始しました。続いて、2015年8月1日から、日米両国に特許出願された発明について、日米の審査官がそれぞれ先行技術調査を実施し、その調査結果および特許性判断についての見解を共有した後に、それぞれの審査官が、早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人に送付するという「日米協働調査試行プログラム」を開始しました。この審査協力の強化により、我が国企業は、日米両国において、より強く安定した権利を早期かつ同時期に得ることが可能となるため、我が国企業のより円滑な国際事業展開に寄与することが期待されます。

また、2015年10月に、我が国が2013年より交渉を重ねてきた環太平洋パートナーシップ協定

(TPP)交渉が大筋合意に至りました。特許庁としては、これを好機と捉え、TPP域内の各国特許庁との連携・協力を推進していきます。

意匠制度においても、2015年5月からハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願の受付を開始するとともに、2015年12月に、日米欧中韓による第1回意匠五庁会合(ID5)を開催し、今後も五庁による議論を継続していくことに合意しました。今後、この新たな枠組みでの議論を通じて、世界の意匠制度の利便性向上を図っていくことが重要です。

地方における知的財産の活用促進

政府は、地方創生を政策の重要な柱として位置づけ、各地域がそれぞれの特徴を活かし、自律的な社会創世に取り組むことを後押ししています。特許庁においても、地域の知的財産活動を支援するため、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開に至る様々な相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を全都道府県に設置しています。

また、2015年7月には、地域ユーザーの利便性向上や知的財産未活用企業への普及啓発活動の一環として、審査官が地域に足を運んで、一定期間、集中的に面接審査を行う「巡回特許庁」の取組みを大阪にて実施しました。今後も、地方創生の観点から、「巡回特許庁」を各地にて継続的に実施するなどして、出張面接審査の充実やテレビ面接審査の一層の普及を図っていきます。

こうした取組を通じて、知的財産をグローバルに活用する企業が数多く地方からも出て、地方経済が活性化することに貢献していくことが重要です。

最後になりましたが、2016年が皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。